

2. 総合評価

「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観構成」の4系統の解析・評価を受け、評価された要素を取りまとめて総合評価を行いました。

【総合評価のランク区分】

ランク	内 容	評価方法
A	最優先に整備又は保全が求められる緑地	4系統のうち3系統以上で評価され、そのうち評価ランク が1つ以上ある緑地
B	将来に整備又は保全が求められる緑地	4系統のうち評価ランク が2つ以上、又は1系統のみで評価ランク が1つある緑地
C	整備又は保全が求められる緑地	上記以外の緑地

【総合評価】

対象となる緑地	緑地機能				備考	評価 総合 ランク
	環境 保全	レ ク リ エ ー シ ョ ン	防 災	景 観 構 成		
木曽川、長良川、善太川、鵜戸川						A
日光川						A
領内川						A
三宅川、目比川、新堀川						A
ゲノタ幹線水路						A
農業振興地域農用地区域						A
伝統的・歴史的風土を代表する社寺境内地						A
良好な植物群落等、野生動物生息地等である社寺境内地						A
文化財と一体になった緑地						A
都市公園						A
相ノ川、温常寺川幹線水路						B
文化的意義を有する社寺境内地						B
その他社寺境内地						B
ハス田（植物園等）						B
学校開放施設の運動場、その他グラウンド（1ha 以上）						B
1,500 m ² 以上の都市公園以外の公園、グラウンド等						B
1,000 m ² ～1,500 m ² の都市公園以外の公園						B
市街化区域の農地						C
東保八幡社のクロマツ						C
500 m ² ～1,000 m ² の都市公園以外の公園、ゲートボール場						C
都市計画道路					幅員 15m以上	C
養老山地、鈴鹿山脈						C
藤浪駅周辺						C

2-5 課題

以前から深刻化していたヒートアイランド現象や少子高齢化問題に加え、近年では食品の安全に関わる問題や地域コミュニティの希薄化など、様々な問題がクローズアップされるようになりました。

こうした背景のもと、環境問題に対する関心や、地域コミュニティの大切さを再認識する傾向も高まってきました。また地方分権の推進に伴い、地域らしさの創出や、自分のまちは自分でつくっていくという市民主体のまちづくりがより重視されるようになりました。本市の都市計画マスタープランにおいても「各地域性を活かした個性的で活力のある都市の創造」がうたわれています。

国勢調査によると、本市の人口は平成 12 年までは増加していましたが、平成 12 年から平成 17 年にかけては減少傾向へ転じており、今後も急激な人口増加は見込まれにくい状況となっています。

このような環境変化や、前述の現況調査結果などを踏まえながら、本市における緑の課題を以下に整理します。

(1) 個性ある緑の保全

市民に親しまれるまちづくりを行うためには、本市の特性を踏まえた、愛西市らしい緑づくりを行う必要があります。軸となる樹林地が少ない本市にとって、広大な農地や大小の河川、地域に残る社寺林などは、貴重な緑の骨格となっています。これらの緑は、多様な生物の生息地や日常的なレクリエーションの場、災害の際の避難地など様々な役割を担っていることから、本市の自然資源の保全・活用に積極的に取り組んでいく必要があります。

(2) 今ある緑の充実

緑には様々な機能がありますが、量を増すだけでは緑本来の機能を活かしきれません。本市の人口が減少傾向にあることから、「量」だけでなく「質」の向上に重点を置いた施策の展開を図っていく必要があります。市内に分布する公園緑地の配置や地域のニーズを考慮したうえで、機能の強化や維持管理の充実に取り組んでいくことが求められます。

(3) 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

快適な環境を形成するためには、人の多く集まる公共公益施設や駅周辺、教育施設など、まちの拠点となる施設の緑化が求められます。一体的なまちづくりを推進していくためには、様々な主体の連携が不可欠です。市民の積極的な参画はもちろん、市内に所在する事業者も地域社会の一員として、敷地内の緑化や地域活動への協力が求められます。

こうした活動を推進していくために、協働による緑化活動の取り組みや市民への支援を充実させる必要があります。

緑の課題図

市民アンケート、市民代表会議で挙げられた意見は●で示してあります。



【社寺林】
●維持管理に対する助成や支援が少ないため、樹林地の確保が難しい。
●良好な生態系を形成するための適切な樹種選定が必要である。

【ハス田】
●市の緑の特徴であるハス田の保全が必要である。
●秋～冬は、緑がなくなり暗い印象を受ける。
●景観だけではなく、動植物の食物連鎖の配慮も重要である。

【学校運動場、グラウンド】
●公園のグラウンドは申請が必要で使い勝手が良い。
●学校運動場を活かしきれていない。
●スポーツ専用のグラウンドがない。

【農地】
●住宅地への転用が見られる。
●緑の豊かさを守る農地と河川・水路の整備が必要である。
●田園集落景観の保全・継承に努めていくべきである。
●水田がれんげ畑となると良いが、田植え時期が早まっており、難しい。
●緑の保全のためにも、遊休農地・空き地の有効的な利用方法や貸出方法が必要である。
●貴重な樹林地である屋敷林が減っている。
●田んぼの生き物が少なくなった。
●除草剤の過剰使用を考慮する必要がある。
●動物による作物被害が発生している。

【駅周辺】
●並木などが不足している。

【市街地】
●防災を考慮した緑化を考えるべきである。
●沿道の風景創出が必要である。
●緑の存在感を高める整備が必要である。
●宅地開発による樹木の伐採が進んでいる。
○特に市街化区域内には都市公園が少ない。
○市街地内やその周辺地に、大規模公園がない。

【小規模な公園等】
●木陰やベンチなどの設備が少ない。
●外灯が少ないため防犯上危険である。
●利用されていない公園が多い。
●誰もが利用しやすい公園とはなっており、多様な年代のニーズに合った公園の整備が必要である。
●十分に維持管理されていない公園がある。
●公園利用者のマナーが悪い。
●雑草の手入れがされていない。
●除草剤の過剰使用を考慮する必要がある。

【道路】
●主要道路に緑が少ない。
●沿道の景観がゴミなどにより損なわれている。
●沿道の風景創出が必要である。
●沿道樹木の維持管理や適切な樹種選定が必要である。

【河川・水路】
●自然性が低い箇所や親水性の低い箇所がある。
●生活排水による水質の汚染調査が必要である。
●下水道の整備が不十分である。
●河川・水路の清掃や草取りが必要である。
●コンクリート護岸にしたため、浄化力が減少している箇所がある。
●動力機が生物に与える影響の調査が必要である。
●除草剤の過剰使用を考慮する必要がある。
●土手の景観を保全するため、土手の風景を創出する工夫や管理が必要である。

【地区全体にかかる課題】
●子どもが自由に遊べる場所が少ない。
●全体的にただ遊具のある広場となっており、特色がない。
●都市公園等の面積や箇所数が少ない。
●公園広場の配置が、地域によって偏っている。
●散歩コースや散策路の整備が不十分である。
●公共的な緑化だけでなく個人的な緑化も促す必要がある。
●公園やグラウンドへのアクセスの改善が必要である。
○人口の7割程度が居住する市街化調整区域においても公園が必要である。

河川・水路		
農地	田	
	畑	
歴史文化	社寺と一体になった緑地	
	文化財と一体になった緑地	
	観光用ハス田（水生植物園、森川花はす田、赤蓮保存田）	
	ハス田	
公園等	都市公園等	
	都市公園以外の公園、ゲートボール場	
学校運動場、その他グラウンド（1ha以上）		
道路	主要道路	
	桜並木	
市街化区域		
駅周辺		

第3章 緑の将来像

これまでに整理した、本市の緑に関わる現状と課題や市民の想い等を踏まえて、緑に関する施策を適切に推進し、多様な緑を持つ都市づくりを進めます。

3-1 緑の将来像

本市の自然環境を形成する大きな構成要素として、広大な農地、市内を流れる大小の河川・水路があげられます。このほか社寺林や屋敷林も、貴重な緑の要素となっています。緑のまちづくりを行っていくためには、このような緑を地域に暮らす市民とともに守り活用していくことが重要です。

水と緑を軸として、市民と自然が、また市民どうしがつながっていく住みよい愛西市を目指し、本市の目指すべき緑の将来像を以下のように設定します。

水とみどりが豊かな 住みよいまち あいさい

～多様な自然と人を和でつなぐ～



3-2 緑の将来都市構造

本市の緑の将来像を、市の総合計画や都市計画マスタープラン等の上位関連計画を踏まえ都市構造として示すと、次図(P33-34)のとおりです。次の要素から構成するものとします。

1. 水と緑のネットワーク

(1) 木曽川軸

木曽川・長良川の川沿いは、木曽川東海緑地【国営木曽三川公園】に指定されており、本市の自然環境を形成するうえで極めて重要な構成要素です。水と緑の環境形成上の骨格として「木曽川軸」に位置づけ、環境保全・共生を図ります。



木曽川

(2) 田園軸

木曽川軸の東側には、水田とハス田をはじめとする美しい田園地帯が広がっています。おおむね市の西側を南北方向に伸びているため、「田園軸」と位置づけ、営農環境と美しい景観を守っていくものとします。土地利用の転換が行われる場合にも、可能な限り田園地帯のもつおもむきを阻害しないように努めます。



水田

(3) 街路樹のネットワーク

都市計画マスタープランにおいて「都市間連携軸」に位置づけられている道路(国道155号、(主)津島南濃線、(一)津島海津線、(一)佐屋多度線、(一)給父清須線、その他の都市計画道路)や、一部植栽が行われている道路を「街路樹のネットワーク」と位置づけます。維持管理や新規路線整備等の機会を活用して、街路樹等の植栽を行うとともに、歩行者空間の充実を図ります。



道路の緑化

(4) 水辺のネットワーク

本市には、木曽川・長良川以外にも、日光川・善太川・領内川・鵜戸川・相ノ川といった河川・水路があり、うるおいあるまちづくりに欠かせない資源となっています。

これらについては都市計画マスタープランにおいて「親水環境軸」に位置づけられていますが、本計画においてはこの考え方を踏まえ「水辺のネットワーク」に位置づけ、水質の浄化と親水性の向上を図ります。



相ノ川

2. みどりの拠点

(1) 都市型みどりのエリア

都市計画マスタープランにおいて「複合機能地区」に位置づけられている主要な鉄道駅周辺については、複合的な機能集積を促進することとされています。これらの地区においては、緑のまちづくりの観点も重視する「都市型みどりのエリア」に位置づけ、今ある緑を守るほか、建物の外周部や街路の植栽の充実を図り、都市的な空間にあってもうるおいを感じさせるようなまちづくりを推進します。



中央図書館

(2) みどりのメインスポット

国営木曽三川公園や、親水公園といった都市公園などを「みどりのメインスポット」に位置づけ、市民のニーズに対応した多面的な機能の維持・向上を図るとともに、公園の適切な維持管理、緑の保全と充実を図ります。

親水公園などの未供用部分については、整備の促進を図っていきます。



親水公園

(3) 憩いのみどりのスポット

二子ふれあい公園や東保児童遊園、大井中央児童遊園など、都市公園以外の公園で 1,000 m²以上のものを「憩いのみどりのスポット」に位置づけ、身近に楽しめる公園として維持管理に努めます。中でも、1,500 m²以上のものは、施設更新に合わせて、都市公園と同等に機能の強化・充実を図ります。



二子ふれあい公園

(4) 伝統のみどりのスポット

奥津神社や若宮八幡宮、白山社など、伝統的・歴史的風土や文化的意義を有する社寺境内地や史跡などと一体となった緑の保全に取り組み、そのうち主要なものについては、「伝統のみどりのスポット」に位置づけます。



奥津神社

(5) 生態系のスポット

石神社や津島社、藤ヶ瀬神社など、生態系保全等の観点から、良好な植物群落や野生動物生息地の保全に取り組み、そのうち主要なものについては「生態系のスポット」に位置づけます。



石神社



緑の将来都市構造図



凡 例	
	木曽川軸
	田園軸
	水辺のネットワーク
	街路樹のネットワーク
	都市型みどりのエリア
	みどりのメインスポット
	憩いのみどりのスポット
	伝統的みどりのスポット
	生態系のスポット
	ハス田
	主要道路
	農地
	街路樹

【田園軸】

営農環境と美しい景観を守っていき、土地利用の転換が行われても、可能な限り田園地域のおもむきを阻害しないように努めます。

【木曽川軸】

多目的な活用を視野に入れつつ、水と緑の環境形成上の骨格として、環境保全・共生を図ります。

【生態系のスポット】

良好な植物群落や野生動物生息地の保全に取り組みます。

【水辺のネットワーク】

日光川、鵜戸川などの河川・水路は、うるおいあるまちづくりに欠かせない資源として、水質の浄化と親水性の向上を図ります。

【都市型みどりのエリア】

今ある緑を守るほか、建物の周りや街路の植栽の充実を図り、都市的な空間にあってもうるおいを感じさせるようなまちづくりを推進します。

【憩いのみどりのスポット】

身近に楽しめる公園として、維持管理・機能強化に努めます。施設更新に合わせて、都市公園と同等に機能の強化・充実を図ります。

【街路樹のネットワーク】

維持管理や新規路線整備の機会を活用して、街路樹等の植栽、歩行者空間の充実を図ります。
市内全体に街路樹を中心とした緑のネットワークの形成を図ります。

【みどりのメインスポット】

市民のニーズに対応した多面的な機能の向上を図るとともに、公園の適切な維持管理、緑の保全・充実に努めます。

【伝統的みどりのスポット】

社寺境内地や史跡などと一体となった緑の保全に取り組みます。



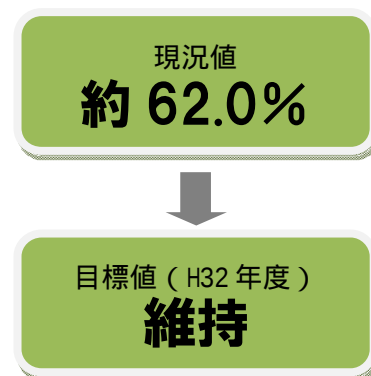
3-3 計画の将来目標値（将来フレーム）

緑の将来像を実現するために、緑に関する目標値を以下のように設定しました。

■緑地率

本市の緑地現況量は 4,118.6ha となっており、その大半は農業振興地域農用地区域や河川区域が占めています。この緑地面積が計画対象区域に占める割合（＝緑地率）は、61.8% となっており、近隣市よりも高い結果となっています。

一方、平成 32 年度における将来人口は、本市の総合計画及び都市計画マスタープランによると 61,450 人とされており、現在よりもやや減少することが予測されています。また、農業従事者の高齢化や後継者不足などから、農地の維持が困難となり農地の減少が進むことが懸念されます。そこで、緑地の量的な拡大を図ることよりも、緑の質的な充実を図ること、今ある緑地や田園景観の保全を図ることに重点を置き、現在の緑地率の維持を図ることを目標とします。



■都市公園整備面積

本市には、市の都市公園が 5 箇所ありますが、すべての公園において整備が完了しているわけではありません。そこで平成 32 年を目標に、整備の促進に取り組んでいきます。また市内には大規模な公園が不足しているため、国に対して木曽川東海緑地【国営木曽三川公園】の整備推進の要請を行っています。

その他、都市公園としての位置づけを視野に入れて、既存公園の機能強化を行い質の向上を図るなど、今ある緑を活かしながら緑地の確保を進めていきます。

このように都市公園の整備推進と、都市公園への移行を視野に入れた機能強化を行うことで、平成 32 年度までに約 40.2ha の都市公園整備面積確保を目指します。

親水公園、中央公園、海西公園、リバーサイドパーク、北河田公園



【整備面積の内訳】

単位：ha

	整備面積	確保根拠	整備主体
国営木曽三川公園	8.6	未整備エリアの整備促進	国
親水公園	2.5	未整備エリアの整備促進	市
児童遊園などの既存公園 9 箇所	2.6	1,500m²以上の公園の機能強化（都市公園同等の機能の充足）	
整備面積合計	13.7		

第4章 緑のまちづくりの方向性

第3章に示した「緑の将来像」を実現するための「緑のまちづくりの方向性」を、本章に整理しました。

4-1 緑のまちづくりの基本理念

緑のまちづくりを進めるうえでの基本理念を、社会的背景を踏まえて、次のとおり設定しました。

(1) 多角的視点からの取り組み

緑には、環境保全・大気浄化・景観形成・やすらぎの空間提供など、多面的な機能があります。単一の機能にのみ焦点をあてるのではなく、多面的な機能を維持・向上させる観点から、総合的な緑のまちづくりに取り組んでいきます。

水辺環境*の保全・整備についても、広義の「緑」に含めて捉え、まちづくりの対象とします。

(2) 緑の保全と質的な充実の重視

田園地帯に囲まれ、大都市などと比較すると緑の空間に恵まれている本市は、将来的に人口減少傾向にあるため、今後公園や緑地を大幅に増やしていく必要性は必ずしも高くありません。

少子高齢化が進み市民のニーズが多様化していく背景を踏まえて、緑の量を増やすよりもむしろ現在ある緑を大切に守り、子どもからお年寄りまでが楽しめる公園へと機能を強化するなど、「質」の向上を図っていくことを重視します。

(3) 多様な主体の連携による取り組み

緑のまちづくりは、公園づくりや緑地保全にとどまらず、例えば街路整備の際の植栽や、緑に関する学習の推進など、多様な分野に関連するため、幅広い部局が連携して進めていくものとします。

市民や事業者、NPO、関係行政機関との協働も重視します。

イベントの共催など、場合によっては周辺市町村等との広域連携なども検討していくものとします。

4-2 緑のまちづくりの基本方針

前述の課題や基本理念を踏まえて、本市における緑のまちづくりの基本方針は、「個性ある緑の保全」の観点、「今ある緑の充実」の観点、そして「市民・事業者・行政の協働によるまちづくり」の観点から、次の3類型で構成するものとした。

①『愛西市らしい緑を守る』

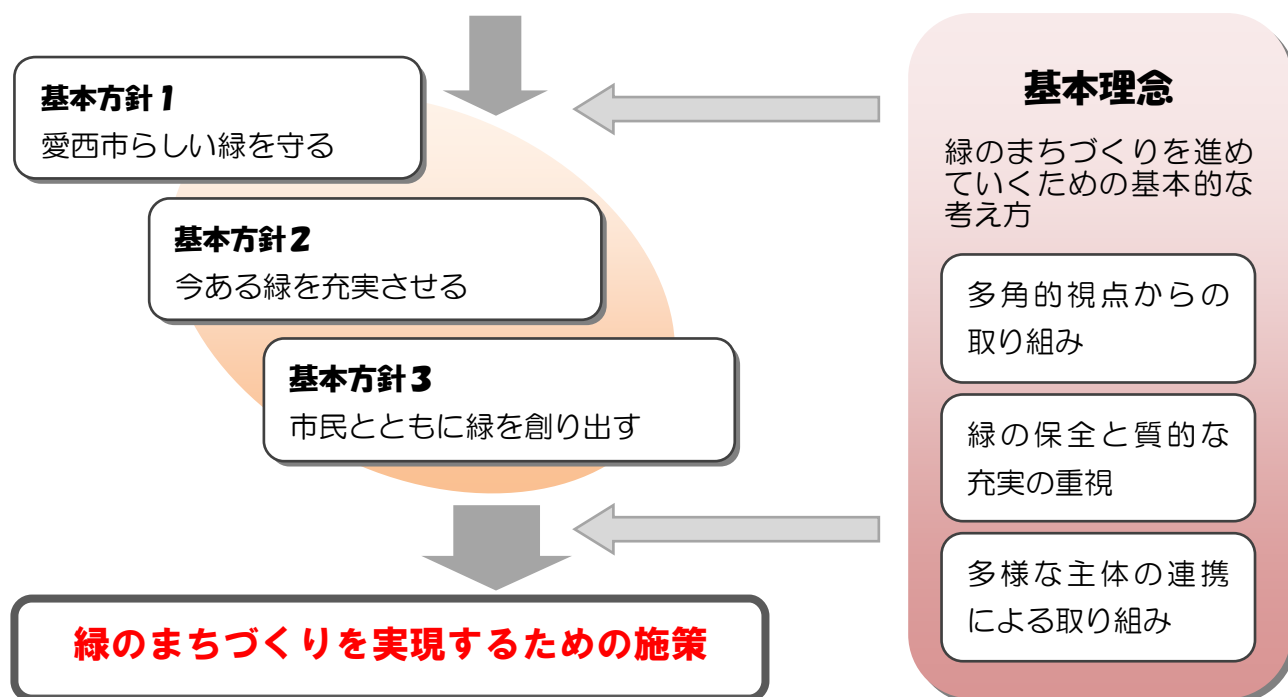
②『今ある緑を充実させる』

③『市民とともに緑を創り出す』

これらの基本方針を大きな軸として、緑のまちづくりを実現するための施策の展開を図っていきます。

【施策展開のイメージ】

将来像：水とみどりが豊かな 住みよいまち あいさい
～多様な自然と人を和でつなぐ～





◆緑のまちづくりの将来像と施策体系◆

将来像：水とみどりが豊かな 住みよいまち あいさい
～多様な自然と人を和でつなぐ～

基本方針	施策分野	施策の内容
愛西市らしい緑を守る	1. 農地の保全	(1) 農地を守る仕組みづくり (2) 遊休農地の利活用 (3) 特産農産物の利活用 ①土地利用計画制度の活用による保全（土地利用関連法令などに基づく保全） ②営農環境の維持・向上（総合的な農業政策の展開、鳥獣被害・自然災害対策などの検討） ③良質な農地の保全・形成のための配慮（農業適正使用の啓発、周辺樹林地の保全奨励、広告物などの適正化） ①農園等としての活用（市民農園・体験農園などの活用方策検討、地域コミュニティの活動の場などの創出） ②暫定的な緑化の検討 ①ハスの利活用（眺望スポットの整備や収穫体験プログラム導入の検討） ②特産農産物の周知（道の駅を拠点とした取り組み、食育*への活用）
	2. 樹林地や樹木の保全・充実	(1) 樹林地や樹木を守る仕組みづくり ①保全のための法的制度の活用（特別緑地保全地区*や保存樹木*の指定検討） ②所有者との協定による保全（協定締結・維持管理の支援策の検討） ③特色ある緑の保全（貴重な緑の周知検討）
	3. 水辺環境の保全	(1) 水質の保全・再生 (2) 河川・水路の利活用 ①水質検査の実施（定期的検査などの実施検討） ②水質浄化策の推進（下水道事業の促進、排水施設の維持管理、モラル向上の啓発、植物や貝などを用いた水質浄化手法の適用検討） ①河川・水路景観の保全（流域自治体との連携による河川・水路景観の保全・向上 など） ②親水・レクリエーション機能の強化（多自然型護岸や眺望スポットの整備検討 など） ③水辺空間の多目的活用（環境教育・植物の生育実験、ビオトープ*としての活用 など）
	1. 公園緑地の充実	(1) 公園緑地を結ぶ水と緑のネットワークの形成 (2) 公園緑地の適正配置とアクセス改善 (3) 公園緑地の機能強化 ①街路樹等の充実（中低木を組合せた植栽やせせらぎの整備の検討、気候風土や植栽環境を考慮した樹種選定 など） ②河川・水路のネットワークの形成（土手の景観創出、遊歩道や親水空間の整備 など） ①適切な公園配置の検討（都市公園を充足するための手法検討） ②公園へのアクセス向上（歩道整備、バリアフリー*化、案内板の設置検討 など） ①特色ある公園づくり（シンボルカラーや市の木・花の活用、地域特性の反映） ②誰もが利用しやすい公園づくり（ユニバーサルデザイン*、ベンチや外灯の設置 など） ③公園緑地の多面的活用（環境教育・防災機能強化の検討、レクリエーションの場としての整備促進） ④ビオトープの形成（ビオトープとしての機能強化）
	2. 緑の維持管理	(1) 公園や樹木の適切な維持管理 (2) 市民参加による緑の維持管理 ①公園の維持管理（ニーズに対応した維持管理、遊具の定期点検 など） ②樹木調査の実施（「樹木の健康診断」の実施検討） ③適切な樹木管理の実施（剪定・落ち葉の清掃、剪定した枝葉の堆肥化） ①維持管理活動への意欲向上のための啓発（関連情報の公開・提供） ②市民参加機会の拡大（参加機会の提供、組織づくりの支援 など）
	1. 緑にふれるきっかけづくり	(1) 緑のまちづくりに向けた啓発 (2) 緑のイベント開催 ①マナー遵守の啓発（啓発活動の実施） ②緑に関する資料の作成と公表（資源マップなどの作成・公表、市の木・花の周知） ③子どもと緑のふれあい促進（農業体験・清掃などの活動推進） ①緑化フェアなどの開催（関連イベントでの啓発活動、他都市との交流事業の開催検討 など） ②講習会の開催（農業技術指導などの講習会・勉強会の開催検討）
	2. 緑のまちづくりを推進する仕組みづくり	(1) 市民の活動への支援体制づくり (2) 協働の取り組み ①市民や市民団体への支援（情報提供の仕組みの確立、技術的支援の推進 など） ②市民ボランティアの育成（「緑のボランティア」の育成検討） ③緑化や良好な水循環に関する支援の充実（苗木や種の配布、剪定した枝葉の堆肥化や雨水貯留施設の転用に関する支援の検討 など） ①官民連携の推進（地域住民との協働による緑化活動の推進） ②庁内体制の充実（庁内の連携・情報共有化や体制整備の検討）
	3. 各種施設の緑化	(1) 駅周辺の緑化 (2) 学校の緑化と多目的活用 (3) その他の公共公益施設の緑化 (4) 道路の緑化 (5) 住宅地の緑化 (6) 民間企業敷地などの緑化 ①駅前空間の緑化（シンボルツリーの植栽検討、緑化スペース確保の手法の検討 など） ②周辺部を含めた緑あふれる市街地の形成（連続性をもった並木や植栽の推進） ①総合的な緑化の推進（緑の維持管理、記念樹植栽の推進 など） ②環境学習にふさわしい場としての整備（ビオトープ形成に向けた検討） ③地域のレクリエーションの場としての活用（グラウンドなどの利活用の検討） ①大規模な施設における緑化の推進（率先した緑の保全と維持管理・充実） ②小規模な施設における緑化の推進（屋上緑化*や壁面緑化*を含めた多面的・効果的な緑化） ①主要道路の整備による緑化（シンボルロードの整備、街路樹や花壇の設置検討） ②沿道空間の一体的緑化（住宅地の緑化の啓発） ③道路緑化全般の推進（歩行者専用道路やコミュニティ道路整備による緑化の検討、ポイ捨て防止の呼びかけ、定期的な維持管理活用の実施 など） ①統一的緑化と個性的緑化との両立（街路樹の統一、適切な樹種選定のアドバイス、地域ごとの個性の創出 など） ②生垣化の推進（生垣の推進策の検討） ③緑化に関する支援の充実（苗木や種の配布、枝葉の堆肥化支援 など） ①産業系用地の緑化の推進（産業拠点形成に合わせた緑化 など） ②工場及び事業所の緑化の推進（法に基づく大規模工場の緑化、中小規模の工場及び事業所の緑化推進） ③大規模な施設跡地の緑化の検討（ごみ清掃工場跡地などにおける緑化検討）

第5章 緑のまちづくりの分野別方針と施策

本章では、緑のまちづくりを進めていくうえでの基本方針と施策展開の方向性を、分野別に整理します。

5-1 「愛西市らしい緑を守る」ための方針と施策内容

1. 農地の保全

農地は、本市の緑を構成する最大の要素の一つであると同時に、「食」を支える基盤、雨水調整を行う涵養地、災害時の避難地など、様々な機能を有している重要な緑です。したがって、農地の維持・保全を図るだけでなく、活用についても積極的に検討していきます。

(1) 農地を守る仕組みづくり

土地利用計画制度の活用による保全

国土利用計画法・都市計画法・農業振興地域の整備に関する法律・生産緑地法といった土地利用計画にかかわる法律に基づいて、保全すべき農地を明確化し、将来にわたって保全していきます。

営農環境の維持・向上

生産性の高い農業の確立など総合的な農業政策の展開により、営農継続を支援することで、結果として農地が残されるように取り組みます。

鳥獣被害や自然災害から農作物を守るための各種支援策も検討・実施していきます。

良質な農地の保全・形成のための配慮

美しく良質な環境をもつ農地を守り育てるため、営農者自身の努力も欠かせません。農薬・除草剤の適正使用について、今後も県や農協など関連機関と連携した啓発活動等を継続していきます。

また、の支援策を講じるとともに、農地周辺の樹林地の保全の奨励や、農地付近の景観を阻害する要因となっている広告物等の適正化にも努めます。



(2) 遊休農地の利活用

農園等としての活用

遊休農地については、市民農園、体験農園など、レクリエーション需要に応える場として、活用方策を検討・推進していきます。田植えや栽培、収穫といった農業体験プログラムを充実することも検討していきます。

小広場を付属整備することなどで、地域コミュニティの活動の場や市内外の人たちの交流の場の創出を図ります。

暫定的な緑化の検討

農地として利用される見込みがなく、宅地転用も難しい、あるいは不適切な遊休農地のうち、特に美しい景観形成が求められるようなところでは、緑化や花を植えるなど、暫定的な緑化の可能性を検討します。

(3) 特産農産物の利活用

ハスの利活用

本市の特産農産物であるハスを最大限に活用した取り組みを展開します。

景観面で特徴的であることから、ハス田の眺望スポットを整備・紹介することや、ハス（レンコン）の収穫を体験するプログラムの充実も検討します。

特産農産物の周知

貴重な田園景観を守るためには、特産農産物の知名度をさらに向上させていくことも必要です。道の駅立田ふれあいの里を観光拠点として、ハス（レンコン）をはじめとする特産農産物の、市内外への周知に努めます。

また、市民、特に子どもたちに意識を高めてもらうための啓発活動も重要です。学校給食において特産農産物を生かしたメニュー導入を促進するなど、「食育」などの施策を進めます。



2. 樹林地や樹木の保全・充実

本市には、まとまった樹林地は少ないですが、景観構成要素やビオトープとしての役割を担うため、**保全だけでなく樹木の更新なども視野に入れて、充実に努めていきます。**

(1) 樹林地や樹木を守る仕組みづくり

保全のための法的制度の活用

特に貴重であったり特徴的であったりする緑がみられる場合には、特別緑地保全地区や保存樹木といった法令に基づいた区域や樹木の指定を検討します。

所有者との協定による保全

の指定が難しい場合には、緑地や樹木の所有者と市との間で協定を締結して、維持管理のための支援策を講じたりするなど、所有者の負担を軽減させる手法を検討します。

特色ある緑の保全

の指定や の協定に至らない場合でも、貴重な緑の周知などを検討していきます。

「良好な植物群落、野生動物生息地等」「良好な水辺環境である動植物生息地」「伝統的・歴史的風土を代表する緑、水辺等」「文化的意義を有する緑、水辺等」を、現況において整理しているため、当面これらを候補として取り組みを進めます。

特に、道路や水路沿いの桜並木は、本市の特色ある緑であり、保全・充実と周知を進めます。



３．水辺環境の保全

木曽川・長良川をはじめとする河川のほか、鵜戸川などの水路を含めて、うるおいのある水辺環境を守るための取り組みを進めます。

（１）水質の保全・再生

水質検査の実施

市内の河川・水路のうち主要な箇所については、年に数回水質検査を実施しています。今後も定期的な水質検査を継続していくとともに、臨時検査なども必要に応じて検討していきます。

水質浄化策の推進

生活排水や工場排水等を浄化するため、自然環境の保全に向けた計画的な下水道事業の促進、排水施設の適切な維持管理、汚染防止に関わるモラル向上の啓発などを図ります。

植物や貝などを用いて水質を浄化する手法も研究・開発されてきているため、その適用についても検討します。

（２）河川・水路の利活用

河川・水路景観の保全

木曽川・長良川については、国や流域自治体と連携しながら、水質の保全・向上、無秩序な開発や広告物等の規制などを行い、周辺と一体となった河川・水路景観の保全に努めます。

その他の河川・水路についても良質な景観が形成されるように、護岸の橋などのデザインを検討します。

親水・レクリエーション機能の強化

河川・水路は、排水処理や水害防止だけでなく、自然に親しむためのレクリエーション機能も併せ持っていることから、親水性を高めるための工夫を図ります。

具体的には、垂直のコンクリート護岸を緩傾斜の多自然型の護岸に改良したり、河川沿いに遊歩道や休憩スペースを設けたり、桜並木の充実を図ったり、橋に眺望スポットを整備することなどが考えられます。



水辺空間の多目的活用

水辺空間は、親水やレクリエーションの機能に加えて、環境教育や植物の生育実験の場、ビオトープなど、多目的な活用を検討していきます。

「愛西市らしい緑を守る」ための方針図



	伝統的みどりの保全・周知
	生き物の生息環境の保全・周知
	河川・水路景観の保全 親水性の向上や多目的活用の検討 水質の保全・再生
	特産農産物を発信する拠点づくり

鵜戸川の桜並木

領内川の桜並木

領内川

相ノ川の桜並木

日光川

木曽川

長良川

鵜戸川

赤蓮保存田

立田ふれあいの里

森川花はす田

ゲノタ幹線水路の桜並木

水生植物園

善太川

凡 例	
	河川・水路
	農地
	生産緑地地区
	ハス田
	主要道路
	街路樹

5-2 「今ある緑を充実させる」ための方針と施策内容

1. 公園緑地の充実

市内の公園緑地について、相互のネットワーク化と適切な配置を図るとともに、様々な観点から機能の強化を図ります。

(1) 公園緑地を結ぶ水と緑のネットワークの形成

街路樹等の充実

主要道路を中心に街路樹等の充実を図ります。

維持管理や新規路線整備などの機会を活用した並木の整備や、中木や低木を組み合わせた植栽などを検討します。カラフルな花で飾ることや、せせらぎを組み合わせで整備することも考えられます。植栽にあたっては、本市の気候風土や整備する道路の特性（排気ガスの程度等）を考慮して適切な樹種を選定するものとします。

このように、主要道路での街路樹等の充実により、可能な限り公園緑地が緑でネットワークされるように努めます。



【用途に合わせた樹木】

用途	選定の考え方
大気浄化作用に優れた樹木	樹木は光合成により二酸化炭素を吸収すると同時に、空気中に含まれる大気汚染物質（汚染ガス）も吸収します。住宅地や学校などは大気浄化能力が高い樹種を選択し、工場や通行量の多い沿道などは大気汚染の耐性についても考慮することになります。 【大気浄化作用に優れた樹木の例】 中低木……オオムラサキ、シデコブシ、トサミズキ、ニシギギ、ハコネウツギ、マユミ、ムクゲ、レンギョウなど 落葉高木……イチョウ、エゴノキ、エノキ、クヌギ、ケヤキ、サルスベリ、シダレザクラ、センダン、ナンキンハゼ、ハルニレ、ミズキ、モモなど 常緑高木……ヤマモモなど 【大気汚染耐性の優れた樹木の例】 オオムラサキ、ハコネウツギ、マユミ、ムクゲ、レンギョウ、イチョウ、ヤマモモなど
耐火性に優れた樹木	規模が小さくオープンスペースを有する施設が不足している地区においては、耐火性に優れている樹木などを積極的に取り入れ、避難地・避難経路となる公園や主要道路を緑のネットワークでつなぐことが重要です。 【例】 キョウチクトウ、サザンカ、サンゴジュ、シラカシなど

参考：大気浄化植樹マニュアル など

河川・水路のネットワークの形成

木曽川東海緑地【国営木曽三川公園】など、木曽川河川敷を活用したレクリエーション機能の充実や、日光川・善太川などにおける親水空間の整備、土手の景観創出を図ることなどにより、市内の河川・水路のネットワーク化を図ります。また河川沿いの遊歩道の整備などに努めます。

(2) 公園緑地の適正配置とアクセス改善

適切な公園配置の検討

都市公園が不足している地域については、既存の児童遊園等の質を高めて都市公園と同等の機能を持たせるなど、地域の都市公園を充足するための手法を検討します。

公園へのアクセス向上

主要な公園については、その利用のしやすさを高めるため、そこに至る歩道整備を進めたり、バリアフリー化を図ったりするなどして、アクセスの向上に努めます。必要性に応じて、案内板などの設置も検討します。

(3) 公園緑地の機能強化

特色ある公園づくり

本市の公園には、愛西市ならではの雰囲気をもたせることが望ましいといえます。シンボルカラーや市の木(マキ)・市の花(ハス)等を活かした公園づくりを推進していきます。

地域特性にあった公園づくりにも留意します。



誰もが利用しやすい公園づくり

公園は、高齢社会に対応してバリアフリー化されたものとしていきます。子どもから高齢者まで、障害をもった人も気軽に安全に利用できるように、改修や新規整備にあたっては、ユニバーサルデザインの導入を推進していきます。

またベンチの設置や樹木の植栽を行うほか、外灯や足元灯、カーブミラーなどの設置を推進し、誰もが安心してくつろげる公園づくりに努めます。

公園緑地の多面的活用

公園緑地は、幼児・子どものみならず、成人の環境教育の場としても活用を考えていきます。また、災害が発生した際には避難場所となり延焼遮断等の防災機能をもつことから、防災機能の強化も考慮します。

なお現在、国営木曽三川公園(東海広場・(仮称)鵜戸川)では、広域的なレクリエーションの拠点を目指して、各種スポーツやイベント、デイキャンプなど様々なレクリエーションを楽しむことができる場としての整備を進めています。

ビオトープの形成

河川沿いの空間では多様な生き物の生息環境の保全・再生を目指し、ビオトープとしての機能強化を図っていきます。

2. 緑の維持管理

緑豊かなまちづくりを進めていくため、公園や樹木、樹林地、河川など今ある緑の適切な維持管理を行っていきます。

(1) 公園や樹木の適切な維持管理

公園の維持管理

主要な交流拠点となる中央公園、北河田公園などの都市公園については、利用者のニーズに対応した適正な維持管理を行います。親水公園については、維持管理と併せて未供用部分の整備も推進していきます。

またその他公園についても、各種設備の定期的な点検や**老朽化した遊具の修理・更新**を行うなど、特に児童にとっての安全性の確保に努めていきます。



樹木調査の実施

緑地や貴重な樹木については、虫害による枝枯れなどを防ぐため、随時または定期的に樹木調査（仮称「樹木の健康診断」）の実施を検討します。

適切な樹木管理の実施

成長しすぎた街路樹や公園の樹木は、近隣住民の迷惑となるほか、交通安全や防犯の観点からも望ましくありません。視界の邪魔になる枝葉の剪定や、落ち葉の清掃などの維持管理活動を計画的・定期的に行っていきます。

また剪定した枝葉については堆肥化を行うなど、リサイクルの視点も重視します。

(2) 市民参加による緑の維持管理

維持管理活動への意欲向上のための啓発

公園緑地の全てを行政が維持管理していくことは、コストや効率などの面から考えて困難です。「協働のまちづくり」には市民の協力が不可欠なことから、緑化活動への市民の参加は大変重要です。現在、公園などの一部で町内会による除草・清掃活動や市民ボランティアによる道路の維持管理が行われています。

こうした緑の維持管理に地域住民が積極的・主体的に関われるように、関連情報の公開や提供などを行い、市民の意欲・関心を高めていきます。

市民参加機会の拡大

啓発活動の促進とともに、公園づくりに関わる検討の場への市民の参加機会の提供や、市民団体やNPO等の組織づくりの支援を行うことなどで、市民参加の機会の拡大を図ります。

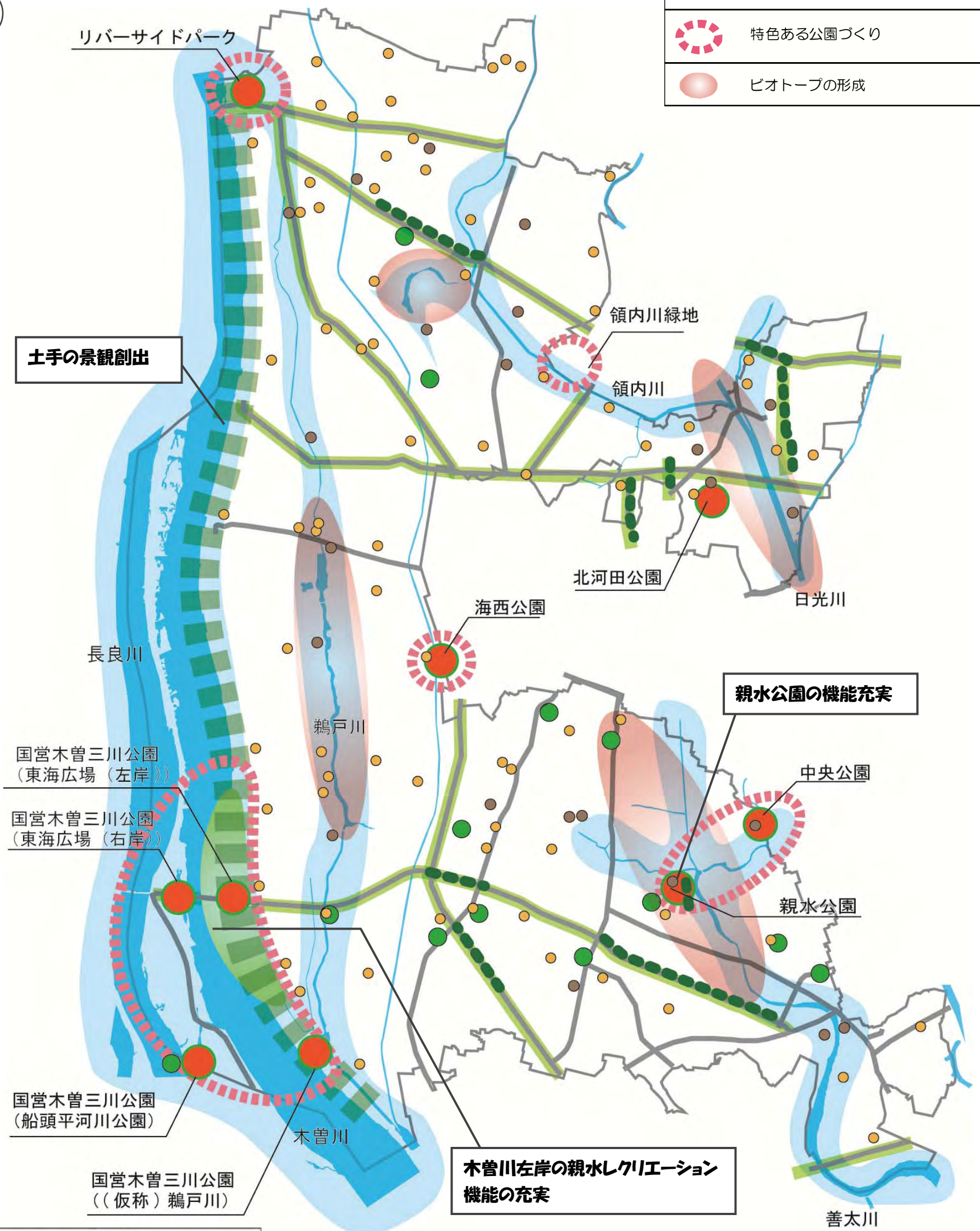
地域住民による、公園や道路、河川・水路の美化活動等が活発化し、将来的には、地域の提言と取り組みにより苗木の育成や植樹を行ったり、公園緑地を改修したり新設したりすることを目指します。



「今ある緑を充実させる」ための方針図



	河川・水路のネットワークの形成
	街路樹・街路植栽の充実
	特色ある公園づくり
	ビオトープの形成



凡 例	
	河川・水路
	街路樹
	都市公園
	児童公園、その他の公園、ゲートボール場、植物園 (1500㎡以上)
	学校運動場・グラウンド (1ha 以上)
	社寺林
	主要道路

5-3 「市民とともに緑を創り出す」ための方針と施策内容

1. 緑にふれるきっかけづくり

田園地帯に囲まれた環境にある本市にとって緑は身近な存在ですが、緑を守り増やしていくためには、明確な意思をもつことが必要とされます。そのためのきっかけづくりを多彩なメニューで行います。

(1) 緑のまちづくりに向けた啓発

マナー遵守の啓発

良質な緑の空間を守っていくための、マナー遵守に関わる啓発活動を行います。

緑に関する資料の作成と公表

「緑の資源マップ」など、本市の緑の現状をわかりやすく視覚的に伝える資料やパンフレットの作成・公表を推進します。作成にあたっては、市民や事業者からの情報の活用も検討していきます。

また、市の木（マキ）・市の花（ハス）の周知も広く行っていきます。

子どもと緑のふれあい促進

幼稚園、保育園、小学校や中学校等において、農業体験や、公園・緑地や水路等の清掃活動など、それぞれの発達段階に応じた環境教育を推進します。



(2) 緑のイベント開催

緑化フェアなどの開催

緑化フェアなど緑に関連するイベント開催やその他イベントでのブース開設などを検討します。これらの機会を活用して、緑の重要性の啓発と知識の普及に努めるとともに、実際の緑化活動を支援していきます。

周辺の都市や大都市など、他の自治体との交流事業を開催する可能性も検討していきます。

講習会の開催

農業技術の指導、環境学習、自主的に取り組める緑化の紹介など、緑に関わる各種の講習会・勉強会の開催を検討します。講師等は、市内の人材を活用することに努めます。

2. 緑のまちづくりを推進する仕組みづくり

実際に緑化を推進するための前提として、体制や仕組みを充実させていきます。

(1) 市民の活動への支援体制づくり

市民や市民団体への支援

市の広報誌やホームページを活用するなど緑に関する情報提供の仕組みを確立し、緑に関する市民への意識啓発と情報の共有化を図ることにより、協力体制の充実や、専門家の派遣等による技術的な支援を推進します。

市民ボランティアの育成

市民が緑化や水質浄化などに取り組む「緑のボランティア」の育成を検討・推進します。

緑化や良好な水循環に関する支援の充実

緑化フェアなどの機会を活用して、市民等に苗木や花の種の配布を行い、市民・事業者による自主的な緑化活動を支援します。剪定した枝葉の堆肥化を推進するような「緑のリサイクル」や、植樹する場所の提供に関する相談に応じることも検討します。

また本市では、降水時の河川等に対する負担軽減や、雨水及び資源の有効利用の促進など、良好な水循環を形成するための対策の一つとして、下水道に接続の際不要となる浄化槽を雨水貯留施設等に転用するための支援の充実を図っていきます。

(2) 協働の取り組み

官民連携の推進

緑のまちづくりは行政機関のみの力では十分に効果をあげることができません。上述の支援の実施とともに、公園等の草刈り、清掃、花いっぱい運動のような緑化活動等を地域住民と協働で行うことで、緑豊かなまちづくりを推進します。

庁内体制の充実

緑化や水辺環境の整備などの緑のまちづくりは、多角的視点を必要とすることから、担当部局のみならず、庁内の関係所管が連絡調整を行いながら進めていく必要性が高いといえます。

そのための情報の共有化や体制整備などを検討・推進します。

3. 各種施設の緑化

施設緑化は、緑化スペースが限られる市街地において、ヒートアイランド現象や環境問題の緩和に寄与する効果的な取り組みと言えます。

駅周辺・学校・その他の公共公益施設（市役所、福祉センター、公民館、図書館等）・道路・民間敷地など、緑化の対象となる施設は様々です。それぞれにふさわしい形態の緑化を進めていくものとします。

（１）駅周辺の緑化

駅前空間の緑化

鉄道の駅前については、駅前広場の整備と並行あるいはそれに先行して、それぞれにふさわしい緑化を進めます。

各駅の特徴を出す「シンボルツリー」の植栽等も検討します。

緑化のための空間が不足する場合には、そのスペースを確保していく手法も併せて検討します。



周辺部を含めた緑あふれる市街地の形成

駅周辺や住宅地も含め、市街化されている区域、今後市街化を促進する区域についても、駅前と連続性をもった並木や植栽を行うなど、可能な限り一体的な取り組みを進めます。これにより、周辺の田園地帯とは異なった、都市的なみどり環境の形成を図ります。

（２）学校の緑化と多目的活用

総合的な緑化の推進

小中学校などは相当の敷地規模をもっており、既に緑化されているところが多くなっています。それらの適切な維持管理を行っていくことで、緑の保全を図ります。

また、児童・生徒による記念樹の植栽や花壇づくりなど既存の活動を推進していくことで、緑化に努めます。



環境学習にふさわしい場としての整備

前述のように、学校においては、緑とのふれあいなどを通じた環境学習を進めています。その実践の場としてふさわしいように、多様な植物や身近な生き物とのふれあいが可能なビオトープの形成などを検討・推進していきます。

地域のレクリエーションの場としての活用

学校は、地域のレクリエーション等の場としても活用されています。今後も児童・生徒の安全性を確保しながら、グラウンド等の利活用を図ります。



(3) その他の公共公益施設の緑化

大規模な施設における緑化の推進

市内には様々な公共公益施設があります。市役所をはじめ、一定の規模をもつ施設については、率先して緑の保全・適切な維持管理・充実に努めていきます。

小規模な施設における緑化の推進

小規模な施設については、十分な緑化スペースがない場合もあるため、屋上緑化や壁面緑化を含めて多面的な緑化を図るものとします。

同じ緑の量であっても視覚的に豊かに感じるような工夫も考えられることから、効果的な緑化を検討します。



(4) 道路の緑化

主要道路の整備による緑化

将来都市構造で「街路樹のネットワーク」に位置づけられている主要道路については、市を代表するシンボルロードとして整備することが考えられます。

個性と風格のある街路樹、花壇の設置などを検討するとともに、沿道へのごみのポイ捨て防止の呼びかけや定期的な維持管理活動の実施など、主要道路の緑化と併せて沿道景観の改善にも努めていきます。

沿道空間の一体的緑化

主要道路以外の生活道路などで緑の帯を形成するためには、市民とともに沿道住宅地の緑化を推進していくことが有効です。

住宅地の緑化を推進するために、道路整備の事業と合わせて住宅地の緑化の啓発に努めていきます。

道路緑化全般の推進

一般の道路については、十分な緑化スペースが確保できないことも多くなっています。路線によっては、歩行者専用道路としての緑化や、歩行者と自動車の通行空間を融合させた「コミュニティ道路*」としての整備も考えられます。



例：クランクを用いたコミュニティ道路

(5) 住宅地の緑化

統一的緑化と個性的緑化との両立

実のなる樹木や本市の気候風土に見合った樹木などを中心に、市内の街路樹を統一したり、民有地の緑化に適切な樹種のアドバイス等を行ったりすることにより、統一的な緑の風景の創出に努めます。

一方で、地域ごとに個性をつけることできめ細かく個性を打ち出していくという手法も考えられます。

今後の実際の取り組みにあたっては、地域の状況によって個別に検討・推進していくものとします。



生垣化の推進

生垣は、街並み景観の創出や火災時の延焼防止効果などをもっているため、**市街地を中心に具体的な推進策について検討し、生垣の普及に努めていきます。**

緑化に関する支援の充実

前述した苗木や花の種の配布、剪定した枝葉の堆肥化支援など、住宅地の緑化に関する支援の充実を検討・実施します。

(6) 民間企業敷地などの緑化

産業系用地の緑化の推進

弥富 IC (インターチェンジ) 周辺及び佐織東部地域は都市計画マスタープランにおいて「産業拠点」として位置づけられており、その事業推進にあたって緑化に配慮します。

工場及び事業所の緑化の推進

環境保全と景観向上の両面から、民有地の敷地や壁面などを活かした緑化が必要とされます。

一定の緑化が法律で義務付けられている大規模工場だけでなく、その他の工場・事業所においても、可能な限り緑化を推進していきます。緑化推進にあたっては、平成 21 年度からスタートした「あいち森と緑づくり事業*」による都市緑化推進事業などの活用を検討します。

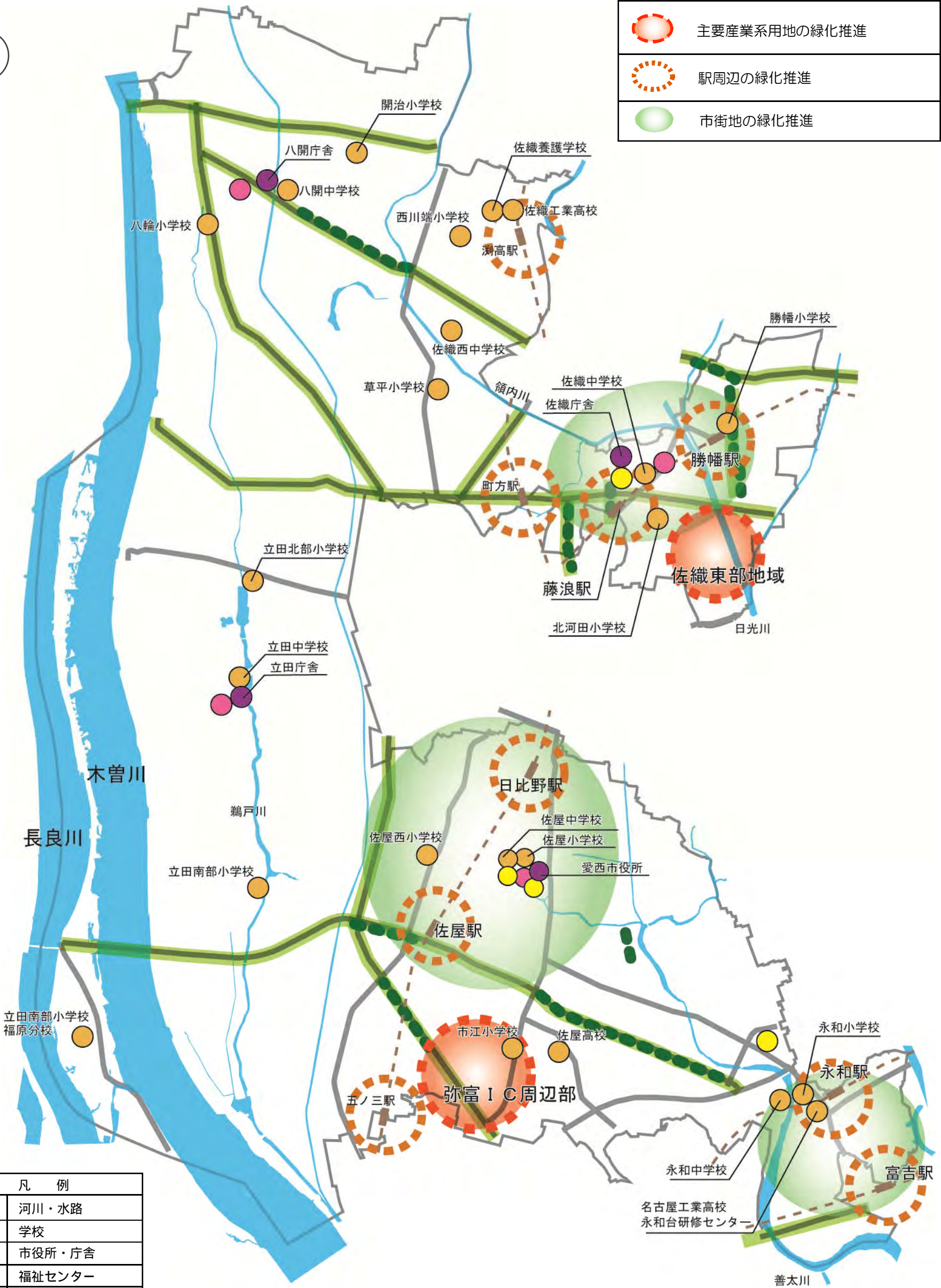
大規模な施設跡地の緑化の検討

ごみ清掃工場跡地や今後土地利用転換が想定される大規模工場跡地等については、周辺緑地の利活用を含め、土地利用の具体化に合わせて緑化を検討・推進していきます。

「市民とともに緑を創り出す」ための方針図



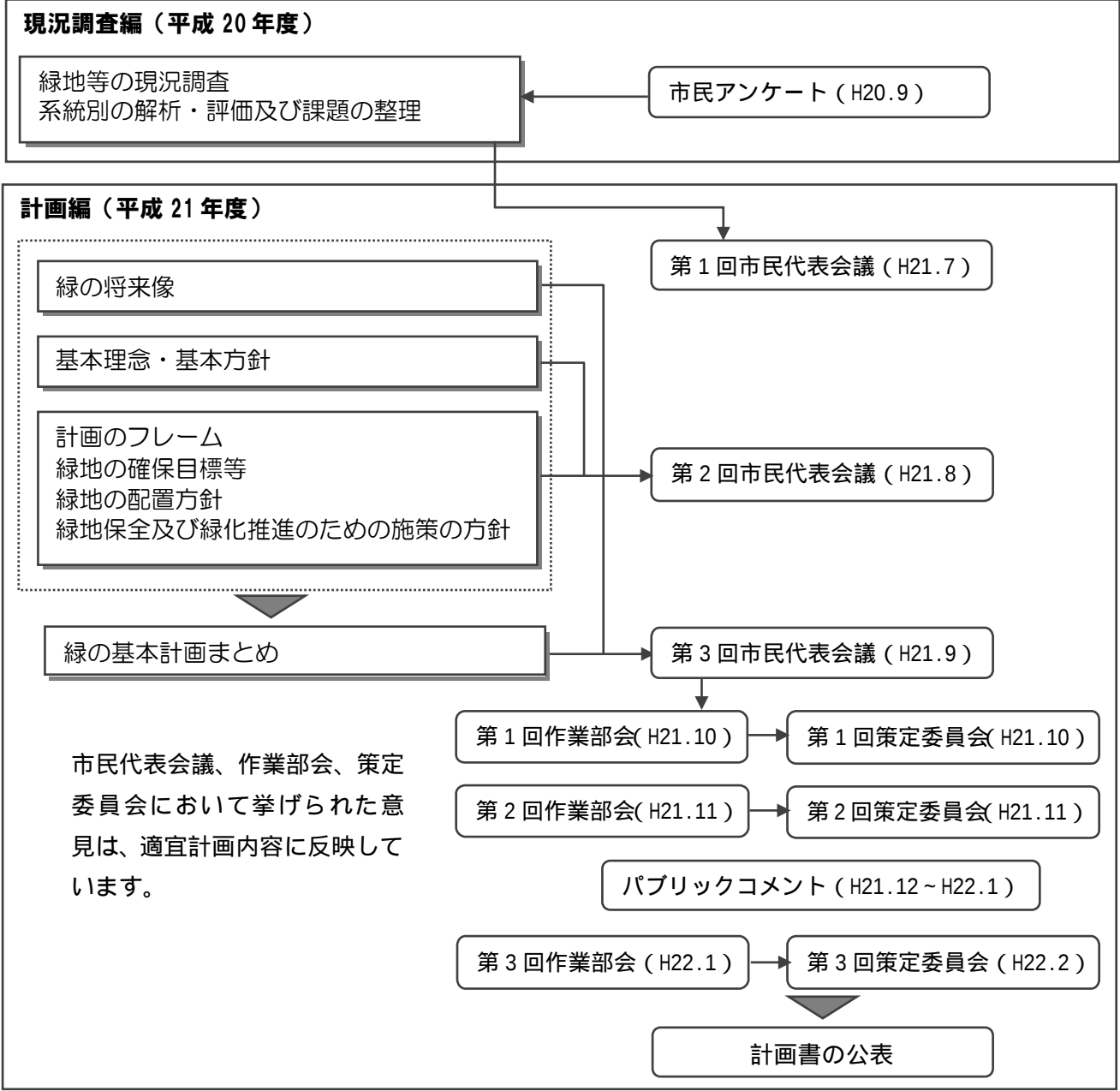
	主要道路の緑化推進
	主要産業系用地の緑化推進
	駅周辺の緑化推進
	市街地の緑化推進



凡 例	
	河川・水路
	学校
	市役所・庁舎
	福祉センター
	公民館・図書館
	街路樹
	鉄道・駅
	主要道路

参考

1. 計画策定の過程と検討体制



【検討組織】

	市民代表会議 (計画策定における主組織)	作業部会	策定委員会
構成	公募により選出された市民	庁内関連課代表	市民代表会議出席者、庁内関連部局代表、県関連部局
検討内容	住民ならではの緑に対する意見を幅広く収集する。	計画内容の確認・調整を行う。	市民代表会議及び作業部会であげられた計画案について検討を行う。

2. 用語集

文中の用語について解説します。

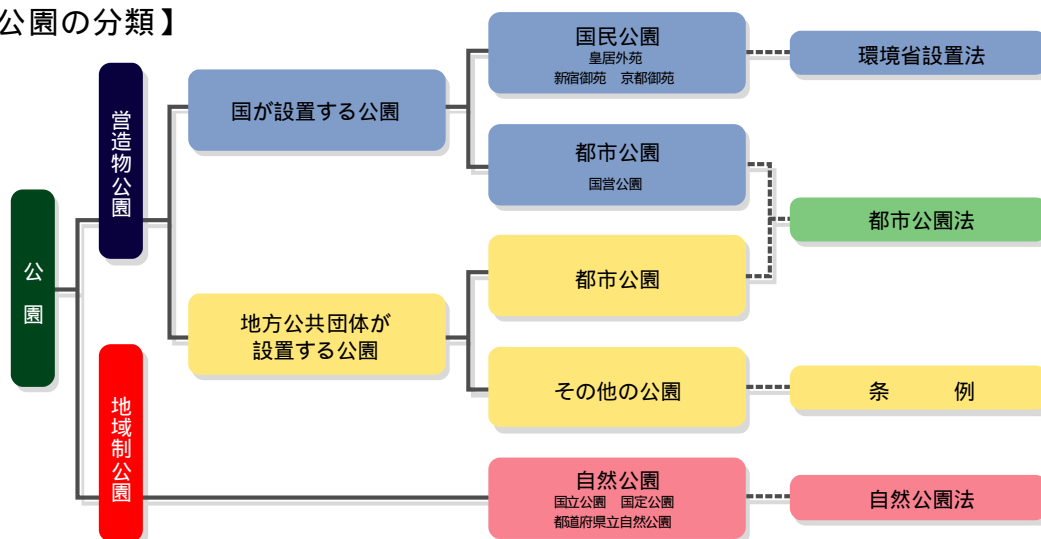
あ 行	あいち ^{もり みどり} 森と緑づくり ^{じぎょう} 事業	平成 21 年 4 月から、「山から街まで緑豊かな愛知」の実現を目指し、森林（人工林）、里山林、都市の緑をバランスよく整備・保全していくことを目的として導入された「あいち森と緑づくり税」を活用した「都市緑化推進事業」では、都市部における貴重な緑地の保全創出や、県民参加による緑化活動に対する支援を行うこととしている。
	オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼・山林・農地など、建物によって覆われていない土地で、道路などの交通用地を除いたものの総称。
	おくじょうりよく ^か 屋上緑化	建築物の屋上に植物を植え、緑化すること。ヒートアイランドの緩和、建物への日射の遮断（省エネルギー効果）、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着、自然性の回復などの効果がある。
か 行	か ^{せん く いき} 河川区域	河川法が適用される区域で、洪水など災害の発生を防止するために必要な区域。堤防を含む。
	かんしゅうたい ^い 緩衝帯	騒音、振動、排出ガスなどによる公害や、地震・火災などの災害による被害を緩和し、後背地の環境を保全するためのスペースや工作物。
	かんよう ^{き のう} 涵養機能	水資源を土中に蓄える機能。降雨による河川の急激な増量を防ぐ効果などがある。
	きょうどう ^い 協働	複数の主体が、目標に向けてともに力を合わせて活動すること。
	きょうよう ^い 供用	整備が完了し、多くの人が使えるようにすること。
	こうきょうこうえき ^{し せつ} 公共公益施設	都市公園や官公庁、学校など、公共の用に供する施設の総称。
	コミュニティ ^{どうろ} 道路	住宅地の道路整備手法のひとつで、歩行者の安全性や快適性を重視した構造の道路づくりに対する通称名。車道部分が蛇行（クランクやスラローム）するように歩道の幅を変化させることにより、自動車のスピードを抑える。
さ 行	しがいかく ^{いき} 市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域。
	しがいかく ^{ちようせい く いき} 市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。一定要件以外のものを除き建物の建築や開発整備が原則できないことになっている。
	しぜんりん ^い 自然林	人が手を加えていない林。

	し みんだいひょうかい ぎ 市民代表会議	本計画を策定する主体組織。緑の将来像や緑の保全、創出、活用などについてどうあるべきか意見を出し合い、計画の骨格づくりを行う。
	しゃ じ りん 社寺林	神社・仏閣の境内地を囲むように維持されている樹林。
	じゅりん ち 樹林地	集団を有している樹木のまとまり。
	しょくいく 食育	心身の健康の基本となる、食生活に関するさまざまな教育。
	じんこうりん 人工林	種をまいたり、植樹したりして人工的に育成した森林。
	スローライフ	地産地消や歩行型社会を目指す生活様式。量生産・効率化といった経済的観点のみからの視点ではなく、自然と調和してゆったり生きるライフスタイルに価値や重要性を見出す。
	せいさんりよく ち ち く 生産緑地地区	市街化区域内において、公害・災害の防止や農林業との調和した都市環境の保全などに役立つ農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法により指定された農地。
	せいたいけい 生態系	ある地域に存在する生物と、無機的な環境を総合的に捉えた、生物社会のまとまり。
た 行	ち い き 地域コミュニティ	地域住民が生活している場所、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。
	ち く けいかく 地区計画	良好な住環境を形成または保全するため、建築物の用途や形態、公共施設の配置等を都市計画法に基づき定めたもの。
	と し けいかく ほう 都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。
	と し けいかく 都市計画マスタープラン	長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現へ向けての大きな道筋を明らかにする指針。
	と し りよく ち ほう 都市緑地法	平成 16 年に都市緑地保全法が改正されたもの。都市において緑地を保全し、緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。
	とくべつりよく ち ほう ぜん ち く 特別緑地保全地区	都市計画区域内の緑地のうち、風致または景観が優れているなど、良好な自然的環境を形成している緑地。都市緑地法により指定される。
な 行	に じ りん 二次林	山火事や伐採などで、自然のままの森林が破壊されたあとに、生じる森林。

	のうぎようしんこうち いきのうようち くいき 農業振興地域農用地区域	農業を推進することが必要と定められた地域（農業振興地域）において指定された、重点的に耕作を行っていくべき区域。宅地転用などの開発行為による売却を規制している。
は 行	バリアフリー	身体機能の障害と社会環境上の制約によって生じる不便な障害を取り除いた状態。
	ヒートアイランド現象 げんしやう	都市域の気温が周辺部より高くなる現象。空調設備や自動車などの人工排熱や、気温の上昇を抑える緑地の減少などが主な原因となっている。
	ビオトープ	生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な空間。
	へきめんりく か 壁面緑化	建築物の壁面を植物で、緑化すること。景観の向上、ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断（省エネルギー効果）、二酸化炭素や大気汚染物質の吸着などの効果がある。
	ほ ぞんじゆもく 保存樹木	条例などにに基づき、市町村が保存の必要があると認め指定した樹木。所有者は管理に努めなければならない。
ま 行	みず べ 水辺	本計画では、河川・水路に近接した岸の周辺を指す。
	みず べ かんきやう 水辺環境	本計画では、河川・水路と水辺が一体となった空間を指す。
	かんきやう みどり環境	緑のある環境。公園緑地をはじめ、あらゆる緑を対象とする。
や 行	やしきりん 屋敷林	農家などの屋敷の周りを囲む樹林で防風、防火などの機能のほか、燃料や堆肥の目的として仕立てられたもの。地域独特の風景をつくる。
	ゆうきやうのうち 遊休農地	現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地。
	ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、安全かつ快適に利用しやすいような都市や生活環境をデザインすること。
ら 行	ら ち 裸地	本計画では、建物に覆われていないオープンスペースの中で、植物にも覆われていなく、かつ用途も不明確なものを指す言葉として用いる。
	レクリエーション	休養や娯楽によって精神的・肉体的に回復すること。そのために行う休養や娯楽。
わ 行	ワークショップ	議論や協議の場を設け、自発的な市民を集めて、意見交換を行い、政策や計画の案を作成する手法。

3. 公園の分類

【公園の分類】



【都市公園等の種類】

種 別		種 別	内 容
基 幹 公 園	住区基幹公園	街 区 公 園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
		近 隣 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
		地 区 公 園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1地区当たり1箇所面積4haを標準として配置する。 都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
	都市基幹公園	総 合 公 園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運 動 公 園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
都 市 林		主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。	
広 場 公 園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。	
特 殊 公 園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。	
大規模公園	広 域 公 園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。	
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。	
国 営 公 園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。	
緩 衝 緑 地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
都 市 緑 地		主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。）	
緑 道		災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	